

解するを相當なりと思考す(大正十年九月)

問 戸主甲は本年三月長女丙に丁を婿養子となしたるに、其當時甲の妻乙は懐胎二ヶ月なりき。此場合男子出生せば家督相續權は婿養子丁にあるや、又胎兒にあるや。

答 男子出生すれば家督相續權は其男子にあり(大正十年九月)

問 戸主甲明治三十六年家出し十九年後の今日迄行衛判らず、生死不明なり。如何にせば長男乙家督相續戸主となることを得るや。

答 長男乙は管轄區裁判所に甲に對し失踪宣告の申立を爲し、其宣告を受け町役場に判決謄本を添へ甲の失踪の届を爲し、同時に家督相續の届出を爲さば可なり。(大正十年八月)

問 戸主甲に乙女あり。乙女に丙を婿養子とし、乙丙間に一女丁出生したる後丙を離嫁し、更に戊男を婿養子とし戸主甲死亡せり。此場合家督相續權は丁女にあるや。戊男にあるや。

答 本問の場合家督相續權は丁女にあり。(大正十年七月)

問 甲は一昨年乙女と婚し、A男を擧げたるも婚姻届を爲さざる爲め、乙の私生子とせり。乙は昨年離別し、A男は甲家に於て養育し居れり。甲は其後丙女と婚しB男を擧げ長男として届出たり。甲は昨年末丙と離婚し、更に乙と婚姻し届出を爲せり。此場合A男を長男となす方法なきや。

解答 本問の場合甲が私生子Aの認知届出を爲せばは、Aは嫡出子たる身分を取得す。然れども家督相續の順位はBに在るを以て、若し強てAを相續人たらしめんとせば、Bの相續權を廢除する手續を試むるの外なし(大正十年五月)

第二百二十六條 選定ニ因ル家督相續人カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ選定ヲ證スル書面ヲ届書ニ添付スルコトヲ要ス

【判決例】

戸籍法第二百二十六條は單に届出に要する方式を規定したるに過ぎざるものなれば之に依り親族會の決議を以て書面を必要とする要式行爲なりと解することを得ず(大正六年)

第二百二十七條 家督相續人カ胎兒ナルトキハ母ハ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ一ケ

月内ニ診断書ヲ添附シ家督相續ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 家督相續ノ原因及ヒ相續開始ノ年月日

二 家督相續人カ胎兒ナルコト

三 前戸主ノ氏名及ヒ前戸主ト家督相續人トノ續柄

第二百二十五條第三項ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

第二百二十八條 前項ノ届出ヲ爲シタル後胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ母ハ一ヶ月内ニ醫師又ハ

産婆ノ検案書ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

母カ前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ家督相續人ハ分娩ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ届出ヲ

爲スコトヲ要ス

第二百二十九條 家督相續回復ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一

ヶ月内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第二百二十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二百三十條 第二百二十五條及ヒ前三條ノ届出ハ被相續人ノ本籍地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二節 推定家督相續人ノ廢除

第三百三十一條 推定家督相續人廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日

ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 廢除セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍

二 廢除ノ原因

三 裁判確定ノ日

【問 答】

問 戸主夫婦に長男甲あり。戸主の妻死亡し後妻を迎へて乙男出生せり。長男甲妻丙を
迎へ、其間長女丁出生したるに、甲死亡し其妻丙は去つて實家に入れり。今丙の實家よ
り丁を貰ひ受け度しと申込み來れり。如何にせば丁を丙家に入籍せしむることを得るや
乙には家督相續權なきや。

答 丁は法定の推定家督相續人なるが故に、之を丙家の養子となさんには先づ相續人廢
除の手續を要す。其手續は、戸主が親族會の同意を得て管轄地方裁判所に家督相續人廢
除(廢嫡)の訴訟を提起すべし。而して事情が相當の理由と認めらるゝに於ては、廢除の
判決を得べければ、然る上丙家に入籍せしむべし(大正十三年五月)

第三百三十二條 廢除取消ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 廢除セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍
 二 裁判確定ノ日

第十三節 家督相續人ノ指定

第三百三十三條 家督相續人指定ノ届書ニハ指定セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

【取扱例】

(大正十五年四月十五日秋田區裁判所監督判事問合)
 同年五月十八日民事第三〇九五號民事局長回答)

戸主 甲
 妻 乙
 長女 丙
 養子 丁
 丙の夫 丙

孫 丁丙の養子 戊

右甲より丁に對する推定家督相續人廢除請求の訴訟繫屬中相續開始し民法第九百七十八條第一項に依り選任せられたる戸主權行使者が訴訟手續を受繼ぎ其判決前に丁、丙と戊と協議離縁を爲し戊其實家に復籍したる後丁に對する相續人廢除の判決確定したる時は丁、丙と戊との離縁の效力に影響を及ぼすべきや否や即ち甲の相續人は戊なりや將た丙なりやに關し左記兩説有之目下差掛りたる事件有之候に付き至急御意見承知致度候

甲説

廢除の判決の效力は相續開始の時に遡及する結果戊は民法第九百七十四條に依り養子離縁以前なる相續開始の日に戸主となりたることとなるを以て養子に爲したる離縁は民法第八百七十四條に違反することとなり遡りて無効と爲るものにして即ち相續人は戊なり

乙説

廢除の判決の遡及效力は止た丁に對し生ずるのみにして丁丙と戊との間に一旦適法に成立したる離縁の效力に影響を及すべきものにあらず即ち相續人は丙なり

回答

本年四月十五日附庶五の五第一四號問合の件相續人は丙なりと思考致候此段及回答候也
第三百三十四條 家督相續人指定取消ノ届書ニハ指定家督相續人ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百三十五條 遺言ニ依ル家督相續人ノ指定又ハ指定取消ノ場合於テハ指定又ハ指定取消ニ關スル遺言ノ謄本ヲ届出ニ添附スルコトヲ要ス

第三百三十六條 指定家督相續人カ死亡シタルトキハ指定者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

第十四節 入籍、離籍及ヒ復籍拒絶

第三百三十七條 民法第七百三十七條ノ規定ニ依リ家族ト爲ラント欲スル者ハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一 入籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 - 二 入籍スヘキ家ノ戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄
 - 三 原籍ノ戸主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄
- 【取扱例】

(大正十一年十一月二十五日大阪區裁判所監督判事問合)
同年十二月二十六日民事第四四八〇號民事局長回答)

左記事項疑義有之候條至急何分の御垂示相煩度此段及御問合候也

甲家の長女と婚姻を爲したる乙家戸主は其妻死亡後甲家戸主の姻族として廢家の上甲家に入籍することを得るや

明治三十六年四月二十一日福島縣田村郡飯豊村戸籍吏伺に對する同年五月十九日民刑第四〇五號民刑局長回答第五項の趣旨に依り其入籍は許すべからざるものなりと思料し居たりし處大正五年四月十八日廣島縣蘆品郡福良村長代理助役伺に對し同年十月二十一日民刑第六二九號を以て「夫と共に分家したる妻は夫死亡後と雖本家との姻族關係は消滅せざるが故に亡夫の本家に親族入籍を爲すことを得る旨」法務局長の回答に依り變更せられたるものにして本件の入籍は適法なりと解し差支なきや若し前記各回答は互に兩立し得るとせば本分家の關係を有すると否とに依り區別する趣旨に解し可然哉

回 答

本年十一月二十五日附(二)のへ三〇七五號)問合の件左の通思考す

(大正十三年五月五日福島區裁判所管内戸籍事務協議會伊達郡部會長報告、同區裁判所監督判事宛、大正十三年六月十日民事第七九二二號民事局長通牒)

婚姻後二百日以内に出生したる子を嫡出子として出生届を爲すに際し戸主が同意を爲さざるときは嫡出子として母の實家に入り又は一家を創設すべきものなるや

決 議

意見の通
通 牒

子は出生當時の父又は母の家に入るべきものなるを以て父母婚姻後の出生子が母の實家に入るこゝとなき付直に一家を創立すべきものとす

(大正十五年十二月二日秋田區裁判所監督判事問合、同年十一月十五日民事第八四四六號民事局長回答)

婚姻又は養子縁組に因り他家に入りたる者(私生子)が他家に在る父に認知(父母婚姻後)

せられたる後離婚又は離縁を爲したるときは復籍すべき家は生家なりや將父の家なりやの問題に對し本年五月一、二兩日の當區裁判所管内戸籍事務協議會に於ては其の生家に復籍すべきものなりとの少數意見ありしも明治三十四年六月二十日民刑第一三七號貴省民刑局長御回答(山口縣玖珂郡本郷村戸籍吏代理に對する)第八項に従ひ父の家に復籍すべきものなりと決議し同月十日庶五の五第一九號を以て及報告置候處本月一日發行法曹會雜誌第四卷第十號第一〇五頁に掲載せらるゝ新潟區裁判所管内第二十二回戸籍事務研究會決議(本年六月)に依れば前記明治三十四年二月二十日民刑第一三七號民刑局長御回答第八項と同一なる内野村提出の問題(當管内の問題は父母婚姻後認知したるものなるに對し父母婚姻せざる點のみ相違す)に付き生家(母の家)に復籍すと決議しあり此の決議は職務の範として當務者の參考に資する爲め掲載せらるゝものなれば貴省に於て御審議の上是認せられたるものと思考致候果して然りとせば之に反する明治三十四年二月二十日民刑第一三七號民刑局長御回答第八項は變更せられたるものに有之候哉尙ほ母が認知者たる父と婚姻して父の家に在ると否とに拘はらず生家に復籍すべき儀に候哉至急御回示を煩はし度當管内戸籍事務協議會の決議に變更を生すべき事項に付き特に及御問合候也

回答

本月二日附庶五の五第五〇號問合の件明治三十四年二月二十日民刑第一三七號回答は既に變更せられ婚姻又は養子縁組に因り他家に入りたる私生子は父に認知せられたる後離婚又は離縁を爲すも父の家に復籍せざることと相成居候而して右は其の母が認知者たる父と婚姻を爲し父の家に在ると否とは問はざる儀と思考致候此段及回答候也

(昭和四年六月十二日豊橋區裁判所監督判事問合)
同五年三月三日民事第一九四號民事局長回答

朝鮮全羅南道羅州郡山浦面燈亭里四九一番地

戸主張文弟 張 正 洙

右は大正十四年十二月二日愛知縣寶飯郡小坂井町大字宿字白山戸主小竹桑藏長女チラと婚姻したる處今般妻の實家たる小竹桑藏の家籍に妻と共に親族入籍せんとするもの之候

右は大正十二年八月十四日民事第二八三一號を以て民事局長より長崎市長に對する御回答の趣旨に基き該入籍届は受理せしめ差支なきものと思料致候へ共大正十年十二月二十

八日民事第四〇三〇號を以て民事局長より静岡區裁判所監督判事に對し本件の如き實際問題ある場合は其の事實を具し回答すべき旨御回答の次第も有之聊か疑義を生し候條至急何分の御指示相成度別紙民籍簿抄本寫相添へ此段及稟伺候也

(別紙略)

回答

客年六月十二日附第八〇九號問合の件張正洙は其の妻と共に妻の實家に親族入籍を爲すことを得るものなるを以て其の他の要件を具備するに於ては該届書を受理し戸籍の記載を爲したる後届書の一通を朝鮮の府尹又は面長に送付相成可然と思料致候此段及回答候也

【問 答】

問 戸主甲の養子乙に丙丁の二子あり。都合に依り丙丁各他家の養子と爲り居れり。今乙が甲と離縁を爲し實家に復籍の上、更に分家を爲したるときは丙丁を各其養家より直接乙家に親族入籍せしむることを得るや。

答 丙丁が満十五歳以上にして養家の法定の家督相續人たらず、又戸主其他の關係者に異議なければ、親族入籍を爲さしむることを得べしと思考す。(昭和五年五月)

問 戸主甲の叔父乙夫婦三十年前より他家に別居独立の生計を営み居りしが、叔父死亡し、叔母丙分家せんとするも、甲承諾せず。又乙丙間に子なきを以て他より養子を爲さんとするも、甲の承諾を得るにあらざれば養子を入籍せしむることを得ざるや。右の場合丙は如何にせば可なるや。

答 (一)戸主たる甲の同意なければ丙は分家を爲すことを得ざるものとす、(二)丙が養子を爲すには、戸主甲の同意を得るを要するも、甲が同意せざるときは、養子縁組届を村役場に提出し、村役場にて届書に戸主の同意を得べきことの注意ありたるとき同意を與へざる旨を述べて、届書を受理せしむることを得べし。此場合戸主の同意なきも養子は入籍し、戸主甲は丙及養子を離籍することを得べし。若し離籍せらるれば丙及養子は他に一家を創立し、分家したると同様の結果となるべし(民法第八百四十九條第二項第七百七十六條後段)(昭和五年二月)

問 甲戸主未成年にて其母乙親権者たり。乙は丁男と結婚したるも、丁を甲家に入籍せしむる能はず。丁を入籍せしむる方法なきや。入籍不可能とせば乙を丁家に入籍せしむ

る方法如何。

答 丁か甲の親族なるときは、民法第七百三十七條の規定に依り、甲家に親族入籍の手續を爲し、乙と戸内婚姻を爲すことを得るも、然らざるときは甲家に入籍する方法なし。乙か丁と婚姻に因り丁家に入籍するには、戸主の同意を要するが故に、未成年戸主甲に代り其同意権を行ふ爲め、親権者乙は甲の爲め、特別代理人を選任する事を親族會に請求し、親族會にて選任せられたる特別代理人の同意を得て、丁と婚姻の手續を爲すは可ならん。(昭和四年四月)

問 離籍せられたる者にして、不服あるときは何時たりとも離籍無効の請求を爲し得るや。離籍無効の訴に於て勝訴となりたる場合、尙依然として歸家せず、戸主は度々歸家を催告するも應ぜざるときは再び離籍を爲すことを得るや。

答 民法第七百四十九條に依り離籍せられたる者、不服あるときは何時にても離籍無効の訴を提起することを得るものとす。離籍無効の訴訟に於て無効の判決ありたる後、依然として歸宅せず、戸主が數度歸家を催告するも、尙ほ應ぜざるときは、再び離籍を爲すことを得べし。但歸宅せざる相當の理由あるときは、之を以て離籍の原因と爲すを

得ず。(昭和四年二月)

問 戸主甲に養父乙養母丙あり。乙は單身戸主丁の死亡に因り、親族會に於てその家督相續人に選定せられ、家督相續を爲したり。此場合乙の妻丙は、親族入籍の手續に依り乙の家に入籍すべきものなるや。

答 丙は乙が家督相續に因り乙家に入ると同時に、民法第七百四十五條に依り、乙と共に入籍すべきものにして、親族入籍の手續に依り入籍すべきものにあらず(昭和二年三月)

問 婚養子甲は前戸主乙死亡に因り、五六年前家督相續を爲し戸主となりたるも、祖先以來の資産を費消したるに依り、前非を悔ひ離縁の上實家に復籍せんとす。戸主たるも實家に復籍することを得るや。

答 甲は隠居を爲したる後にあらざれば、離縁復籍することを得ず。(大正十五年四月)

問 甲男乙女夫婦間に丙女子出生し、甲死亡し未成年の丙戸主となれり。其後乙は分家

し丁男と人夫婚姻を爲し、丁男戸主となりたり。今丁男廢家を爲し妻乙と共に丙の家に入らんとす。其手續如何。

解答 丁は管轄區裁判所に廢家許可の申請を爲し其許可を得べきものとす。而して丙家に入籍するには、女戸主丙の後見人の同意を得て、村役場に廢家届出と同時に丙家に入籍の届出を爲せば可なり。(民法第七百三十七條同第七百六十二條第二項)(大正十五年二月)

問 非戸主たる甲男と非戸主乙女(内縁の妻)との間に一男丙(七歳)あるも、甲乙何れの家にも入る能はず、一家を創立し現に丙男は甲乙の手元に養育せらる。今甲乙婚姻の議熟し婚姻と共に丙を甲方に入籍せしめんとす、其手續如何。

答 丙が(十五六歳以上)となれば、廢家を爲し甲の家に入籍(民法第七百三十七條)することを得べきも、未だ七歳の幼者にては、廢家の手續を爲すこと能はざるが故に、甲家に入籍し能はざるべし。(大正十三年七月)

問 左の戸籍の一家あり

戸籍法 第四章 届出

大正五年三月生	戸主女	甲
明治四年八月生	祖母	乙
明治二十九年八月生	母	丙

先代戸主即ち甲の父は、大正四年死亡せるにより、母丙は親権者なり。然るに親族協議の上丙を離婚復籍せしめんとす。之を爲し得べきや。

答 夫の死亡後に離婚なし。丙が任意に實家に復せんとせば親族入籍を爲し得べきも他の親族より、強いて復籍せしむる途なし。

問 分家女戸主甲に入夫を迎へ入夫は戸主となりたるに協議の上離婚せんとす。甲は再び戸主とならんも廢家し得るや。得るとせば、本家に復籍せずして、實母の生家に入籍することを得るや。

答 廢家を爲すことを得。而して甲の母の生家の戸主が、甲と親族關係あるときは、本家に入籍せざるも甲の生家に入籍することを得(民法第七百三十七條)(大正十一年一月)

第三百三十八條 民法第七百三十八條ノ規定ニ依リ自己ノ親族ヲ家族ト爲サント欲スル者ハ其旨ヲ

届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ前條ニ掲ケタル事項ノ外入籍スヘキ者ノ氏名及ヒ出生ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百三十九條 戸主カ其家族ヲ離婚セント欲スルトキハ左ノ事項ヲ届出ニ記載シテ其旨ヲ届出ツ

ルコトヲ要ス

- 一 離婚セラルヘキ者ノ氏名
- 二 離婚ノ原因

【取扱例】

(昭和三年七月二十三日大阪控訴院長照會、同四) 年一月三十一日民事第七二一號民事局長回答

本日附日記第二三三〇號を以て當管内各市區聯合第十三回戸籍事務協議會の決議に關する件及御報告候處右決議中第九第二十第二十三第三十一第三十五第三十八は決議の許否に關し多少疑問ありて留保致置候就ては右問題に對する決議の當否に付乍御手數貴官の御意見承知致度候に付何分の御回示相煩度此段及御問合候

(別紙)

九、甲家に於て戸内離婚「元戸内婚姻」せし妻乙が丙家に親族入籍後乙は更に分家し

甲家にある意思能力なき未成年の實子を民法第七百三十八條第二項に依り分家に入籍
手續を爲し得るや

決、見解の通

二〇、左記戸籍面の丁は實家に入籍後死亡せり爰に従弟己が實家に復籍せんとするに
は其の妻戊と離婚のみに因り復籍することを得るや將た又戸主の同意を得て離縁届と
共に爲すを要するや

戸籍面

死亡

丁と婚養子縁組婚姻十年死亡

丙と婚養子縁組婚姻十二年
實家に入籍除籍

己と婚養子縁組婚姻
十一年戊と婚養子縁組婚姻

戸主

祖父

叔母

叔父

從妹
從弟

乙長女

乙婚養子丙夫

丙丁長女己妻
丁婚養子戊夫

甲 乙 丙

戊 己

決、前段見解の通

回答

客年七月二十三日付日記第二三三二號御問合の件は左の通り取扱ふを相當と思考致候
第九項 入籍せしむることを得ず

第二十項 己は其の妻戊と離婚に因り實家に復籍することを得

第四百十條 離籍ニ因リテ一家ヲ創立シタル者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツ
ルコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 離籍者ノ氏名及ヒ本籍
- 二 離籍者ト離籍セラレタル者トノ續柄
- 三 離籍ノ原因及ヒ年月日

【問 答】

問 乙は戸主甲の同意を得ずして婚姻し、離籍せられて一家を創立せり。乙は二十年間
も甲の宅に居住せず、且甲の承諾無きに拘はらず、甲の居宅番地に一家創立の旨役場に
届出たり。斯る届出は法律上虚偽の届出となり、罪とならざるや。

答 離籍に因る一家創立は、本籍地に於て爲すを當然とす。故に本問届出は正當にして

虚偽に非ず。本籍地は必しも住居と同一ならず。(昭和三年九月)
第四百十一條 戸主カ其家族タリシ者ノ復籍ヲ拒マント欲スルトキハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一 復籍ヲ拒マルヘキ者ノ氏名及ヒ本籍
- 二 復籍ヲ拒マルヘキ者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名
- 三 復籍拒絶ノ原因

第四百十二條 復籍拒絶又ハ復籍スヘキ家ノ廢絶ニ因リテ一家ヲ創立シタル者カ縁組若クハ婚姻ノ取消又ハ離縁ノ届書ニ其場所ヲ記載セサリシトキハ一家創立ノ事實ヲ知りタル日ヨリ十日内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 復籍拒絶者又ハ廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 二 復籍拒絶ノ原因及ヒ年月日又ハ廢絶ノ年月日

第十五節 廢家及ヒ絶家

第四百十三條 廢家ヲ爲サント欲スル者ハ其者カ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍ヲ届書ニ記載

シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス但家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非サルトキハ其旨ヲ届書ニ記載スルコトヲ要ス

【判決例】

廢家したる者に從ひて他家に入る者に付ては其の家の戸主の同意を得ることを要せず

【取扱例】

(大正十三年十二月五日旭川地方裁判所長岡合、同年十二月二十二日民事第一二四四八號民事局長回答)

意思能力を有する未成年戸主が廢家を爲すには法定代理人の同意を得るを相當と思料し當廳管内に於ける取扱振も亦法定代理人の同意を要するものと爲し來り候に付名寄區裁判所の廢家許可申請却下決定に對する抗告事件に付當廳に於ては別紙謄本の如き理由を以て抗告棄却の決定致候然るに該件に對する再抗告事件たる大正十三年(ク)第四〇五號事件に付大審院は本年八月六日法定代理人の同意を得ることを要せずと決定相成候處明治三十七年十二月二日香川縣綾歌郡宇多津町戸籍吏に對する民事局長の御回答は尙ほ維持相成候や御意見一應承知致度(別紙略)

回 答

本年十二月五日附中第九一三號問合の件未成年戸主が廢家を爲すには法定代理人の同意を要すとの省議は變更せられたること無之候此段及回答候也

(昭和四年七月廿日 朝鮮總督府法務局長照會
同九月廿四日民事第六四九〇號民事局長回答)

内地人にして一家を創立したる女戸主に私生子男女の家族あり右女戸主は廢家して朝鮮人男と婚姻を爲し廢家者の家族は之に従ひ、婚家に入る旨記載したる届書を其の所在地たる某區役所に提出したるに付其の區長は之を受理し一通を朝鮮に於ける夫の本籍地たる面長に送付し來りたり此の場合に於ては廢家は有効にして女戸主の家族は之に従ひ朝鮮人男の家に入るべきものなるも廢家者の家族に滿十七年以上の男子あるときは共通法第三條第三項に據り朝鮮の家に入ることを得ずして内地に於て一家を創立すべきものと思料するも一應御意見承知致度此段及照會候也

回 答

本年七月二十日附御照會に係る首題の件御意見の通と思考致候此段及回答候也

【問 答】

問 四五年前非戸主甲男乙女と婚姻し、分家を爲したり。然るに甲死亡し乙戸主となれるか、子なき爲め廢家せんとす。如何なる手續を要するや。

答 廢家を必要とする正當の事由あるときは、管轄區裁判所に廢家許可の申請を爲し其許可を得て、市町村役場に届出を爲さば可なり。(昭和五年五月)

第四百四十四條 絶家ノ家族ハ絶家ノ事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ一家創立ノ届出ヲ爲スコトヲ

要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 二 絶家ノ原因及ヒ年月日

【取扱例】

(昭和四年七月五日京都市下京區長稟伺、同年七月十七日民事第六二七三號民事局長回答)

戸主を失ひたる家に法定指定の家督相續人なく且家族其他に於ても家督相續人たることを欲せず而して亡戸主が無財産なる場合に於て亡戸主の家族が事實を疏明して戸籍法第百四十四條に依り絶家に因る一家創立の届出を爲したるときは家督相續人選定の爲にす

る親族會の設けなき場合と雖も市町村長は之を受理して差支なきや
民法第七百六十四條の家督相続人なき場合とは親族會に於て家督相続人を選定したるも
遂に家督相続人を得る能はざりし場合なるに於ては明瞭なるも亡戸主が無財産なること
顯著にして且家督相続人たることを欲する者なきことの明なる場合に於ては親族會招集
の申請を爲すには相當の費用を要するを以て從來斯る申請を爲したる實例無之又親族會
招集の事情を強要したる法規なきを以て市町村長に於ても之を強ゆること能はず依て本
問の届出を受理して戸籍の整理を圖るは實情に適する穩當の取扱と思考致し候へども反
對説有之を以て御意見承知致し度此段及稟伺候也
同 答

本月五日附日記戸第一二九一九號稟伺の件貴見の通り取扱可然儀と思考致候也
【問 答】

問 戸主の行衛不明中、其弟妻子を携へ他郷に移住し、子女は他家へ嫁せしが、二十年
以上を経過し老境に入りしを以て、其子女の家に入籍せんとし、書類を作製し、故郷の
實家に同意を求めたり。然るに戸主は流浪中四五年前に死亡し其他の家族は皆離散し、
右入籍に同意すべき者なく空しく書類は返送し來れり。右の場合戸籍事務取扱上如何に
すべきや。

答 戸主死亡し家督相続人なければ絶家となるを以て、本問家族は戸籍法第四百四十四條
により一家創立の届を爲し、然る後廢家して子女の家に入籍せば可ならん。(大正十四年
十二月)

第十六節 分家及ヒ廢絶家再興

第四百四十五條 分家ヲ爲サント欲スル者ハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要
ス

- 一 本家ノ戸主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト分家ノ戸主トノ續柄
- 二 民法第七百四十三條第二項ノ規定ニ依リ分家ノ家族ト爲ルヘキ者アルトキハ其氏名及ヒ
出生ノ年月日
- 三 分家ノ戸主及ヒ家族ト爲ルヘキ者ノ父母ノ氏名及ヒ本籍

【取扱例】

(大正十五年七月二十四日小倉市長稟伺同年
九月十三日民事第七〇九二號民事局長回答)

甲市より乙市へ分家する届書に身分事項を記載せず戸籍謄本一通を分家属書に添付しあ

るを乙市長に於て受理したる場合は戸籍記載を爲したる後謄本添付の届書を甲市長に送付すべき義と思料するも甲市長に於ては謄本添付なきも戸籍記載に差支なしとの理由にて謄本添付の届書を送付せざる向ありて基本戸籍に記載ある身分事項か新戸籍に遺漏なく記載せられたるや否や不分明なり右は何れの取扱を相当とするや。

同 答
貴見の通

(昭和四年六月十五日京都市東山区長稟伺、同
年七月十八日民事第五八三九號民事局長回答)

分家属取扱上左記の件疑義有之何分の御指示相仰度及稟伺候也

大正十四年二月二十四日大阪府東成郡鶴橋町長伺に係る第一項第二號

一分家属を新本籍地乙町に於て受理したるときは戸籍謄本を添付せざる他の一通の届書に「戸籍謄本を添付し届出たり」との旨付記し其届書を原籍地甲町に送付のこと

右に對する同年三月十六日民第二二四三號御回答は其後大正十五年七月二十四日小倉市長伺に對する同年九月十三日民第七〇九二號御回答により省議變更相成しものなるや將

又右鶴橋町長伺に對する御回答の趣旨により萬錯誤なき様取扱に於ては差支無之哉

元來分家に因る戸籍の編製は届出に據るべきものに付基本戸籍にある身分事項は總て届書に記載を要すべきも一般に微細なる戸籍の事項を悉く熟知するものなき爲便宜戸籍謄本を添附し以て身分事項の記載に代るべく認容せられたる大正四年一月十五日民第一七五七號御回答は届出人書類作製上便宜大なる爲届書には殆ど戸籍謄本一通添付せる現狀に有之従つて此の謄本は届書の内容を爲し新戸籍編製上唯一の根據として届書と不可分の性質を有し監督區裁判所に於て副本と届書の御調査上に於ても且又他日記載上に付て事項發生せる場合の如きは重大なる使命を有するものと存候

之に反し原籍地に於ては記載上の必要なく只基本戸籍にある身分事項が新戸籍に遺憾なく記載なしたるや否や認識上の必要に止るものに付此點に關しては鶴橋町長伺の如く戸籍謄本を添付せし旨付記するに於ては該謄本に記載ある事項は全部新戸籍に網羅されたる事を推知するに難からざるに付差して支障を生ぜざる様思考候得共小倉市長に對する御回答も有之聊か疑義相生じ伺出たるものに御座候

同 答

客月十五日付稟伺の件は大正十五年九月十三日付民事第七〇九二號本官回答に依り取扱

を相当と思考致候此段及回答候也

【問 答】

問 乙男女戸主甲と入夫婚姻を爲し戸主となりたるに、乙は甲の實母丙と折合悪しく、甲乙共に家出し三年を経過したり。此場合丙は戸主の同意なくして分家を爲し、又は他の家に入ることを得るや。

答 戸主の同意なくしては、丙は分家を爲し又は他家に入ることを得ざるものとす。
(大正十五年五月)

問 戸主甲に乙丙の父母あり。乙丙は除籍の上一家を創立し得るや。又後日容易に復籍し得るや。

答 乙丙は甲の同意を得れば分家を爲し一家を創立することを得。又後日に至り乙は廢家の上親族入籍の手續(民法第七百二十七條)に依り甲の同意を得て甲家に入籍することを得。(大正十三年一月)

問 甲戸主に妹乙と乙の子丙男あり。乙は丙を連れ分家せんとするも、甲は之に同意せず。

戸主甲の同意なく分家を爲すことを得ざるや。

答 戸主の同意を得るにあらざれば、分家を爲すことを得ざるものとす。(大正十年十二月)

第四百十六條 廢絶家ヲ再興セント欲スル者ハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ

要ス

一 廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍

二 廢絶ノ年月日

三 廢絶家ト再興ヲ爲ス者ノ家トノ續柄

四 再興ヲ爲ス者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍

【問 答】

問 戸主甲の叔父乙(亡)は、舊藩士なりし處、戊辰の亂を甲方に避け、次で維新壬申の年の戸籍編成に際し甲の家族として入籍したり。今乙の遺子をして乙の廢家を再興せしめんとす。其手續如何。

答 戸主甲の同意を得て、村役場に廢家再興の届出を爲さば可なり。(大正十三年七月)

第十七節 國籍ノ得喪

第四百七條 外國人カ養子縁組又ハ婚姻ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得スヘキトキハ縁組又ハ婚姻ノ届書ニ國籍取得者ノ原國籍ヲ記載スルコトヲ要ス

【取扱例】

(大正十四年二月六日岐阜縣日置村長稟伺・同年四月六日民事第三二七四號民事局長回答)

露國の女にして日本人の妻となり居る者は離婚に因り露國々籍を回復するや差掛りたる事件有之候に付至急御回示相煩し度候
回 答

本年二月六日日記第九號稟伺の件婚姻に因り日本の國籍を取得したる露國人は離婚に因り當然原國籍を回復するものに非ずして同國々籍法の定むる所に従ひ國籍回復の手續を爲すことを要する儀に有之候此段及回答候也

追て参考の爲右に關する外務省條約局長回答書寫及送付候
(別 紙)

婚姻に因り日本國籍を取得したる外國人は離婚の場合原國籍を取得

するや否に關する件

(大正十四年三月三十日民事局長宛 外務省條約局長申進)

首題の件に關し客月二十一日附民事第八八六號を以て御照會の趣了承致候右は別紙の通りに有之候條委細右に依り御承知御相成度此段申進候也

「ソヴィエト」聯邦人民の國籍離脱及聯邦國籍再取得に付て

一九二四年十月二十九日附「ソヴィエト」聯邦國籍法第五條に依れば外國人との婚姻に依り露國人は當然國籍を變更することなきも聯邦の法律に依りて定むる簡易手續に據り變更することを得而して國籍を喪失したる者の聯邦國籍回復は中央執行委員會の許可を得て之を爲すことを得(第十條)

備考(一)舊露西亞帝國族籍法に規定する婚姻による國籍關係

露國人たる女子は外國人との婚姻に依り露國國籍を離脱するを原則とす

斯る女子が夫の死亡若くは離婚に依り露國籍を回復するは簡易手續による即ち右本人は配偶關係斷絶の證明書を本人の住所の知事に提出すべく知事右證書を受領したることの證明書は歸籍の證書たり(舊露西亞帝國族籍法第八百五十三號)

備考 (二)一九二四年十月二十九日附「ソヴィエト」聯邦國籍法制定前の勞農露國に於ける婚姻に依る國籍の變更

一、革命前の婚姻に因りて確定せる身分及婚姻上の權利は變更せらるゝことなし從て革命前婚姻に依り外國籍を取得せる子女が寡婦となり又は離婚するも亡夫又は先夫の國籍を保留す

二、夫の國籍を取得せむとする女は婚姻の際之に關する意志を表示し且其の意思表示を婚姻登記簿に記入せざるべからず(一九二一年内務人民委員部通牒第二六三號)

三、外國人の妻にしてその婚姻登記簿の抄本に本人は夫の國籍を取得せりと云ふ内務人民委員部の證明を有するものゝみを外國人と認め其證明を有せざるものは露國籍に留るものと認めらる。

(一九二三年發行勞農露國外務人民委員部學術顧問「デ・エム・レーヴィン」著「勞農露國に於ける外國人の法律上の地位」に依る)

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦國籍法

(千九百廿五年二月七日發行)
沿海縣官法第六七(二七)號

第一條 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民の爲に單一なる聯邦國籍法を制定す。

(「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦憲法第七條ソヴィエト社會主義共和國聯邦に加盟せる各共和國の人民は聯邦の人民にして聯邦並加盟共和國の憲法及立法機關により其の領域内に居住する人民の爲に制定せられたる總ての權利を有し義務を負ふ

第二條 勞働に従事する爲「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に居住する外國人にして勞働階級又は他人の勞力を利用せざる農民階級に屬する者は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の人民の有する總ての政治上の權利を享有す

第三條 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦領域内に居住する者は外國人たることを證言せざる限り聯邦人民と認む

第四條 父母が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民たる場合には其の子は出生地の如何に拘らず加盟各共和國及聯邦の人民と認む

子の出生當時父母の中何れかが聯邦の人民たりし場合には其の當時父母の何れかが聯邦領域内に居住し居たりと云ふ條件により其の子は加盟共和國及聯邦の人民と認む

子の出生當時父母の中何れかが聯邦人民にして、其當時父母共聯邦領域外に居住し

居たる場合には其の子の國籍は父母の合意により決定せらる如何なる場合に於ても右の子は成年に達すると共に簡易手續により聯邦の國籍を取得することを得

第五條 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の國籍を有する者と外國籍を有する者との間に婚姻成立したる場合には各自自國の國籍を保有す各配偶者の國籍變更は聯邦の法律によりて定むる簡易手續に據り處理することを得

第六條 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の人民たりし配偶者にして聯邦の領域内に居住するものゝ何れかが國籍を變更することにより其の子の國籍に影響する處なし

聯邦の人民にして且其の領域内に居住する父母の何れかが聯邦國籍より離脱したる場合には其の子の國籍は父母の合意により決定す

備考 父母が聯邦の人民となり若は反對に聯邦の國籍を離脱したる場合には十四歳に達せざる子の國籍は其の父母の國籍に準じ變更せらる十四歳に達したる子の國籍は兩親の國籍變更により毫も變更する處なし

父母の國籍離脱により聯邦國籍を失ひたる子に對しては縣、州執行委員會又は之に相當する他の執行委員會へ願書を提出することにより聯邦の國籍を取得する權利を

附與せらる縣の區劃なき自治共和國にては該共和國中央執行委員會へ提出すべし

第七條 聯邦に加盟せる或共和國の領域内に居住する外國人の聯邦への歸化は加盟各共和國中央執行委員會に於て處理す

備考 外國人にして勞役に従事する爲「ソヴイエスト」社會主義共和國聯邦内に居住し且勞働階級又は他人の勞力を利用せざる農民階級に屬するもの若は公共行爲の廉により追跡せられ隠所を求めつゝある外國人の歸化は縣、州執行委員會若は之に相當する他の執行委員會に於て處理し又縣の區劃なき自治共和國に在りては該共和國の中央執行委員會に於て之を處理す

第八條 農工業移民として「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の領域内に移住せんとする者に對する「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の國籍許與手續並被送還者、再移民人外國との條約により「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の特別法機關に於て之を定む該立法機關手續は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の最高權を確得せざるべからず

第九條 外國に居住し且本法第八條に該當せざる外國人の歸化は聯邦に加盟する當該共和國人民委員會に附屬せしめたる聯邦外務人民委員部全權代表の提議による該

共和國中央執行委員會の決定及聯邦外務人民委員の提議による聯邦中央執行委員會の決定により外國に駐在する聯邦の外交領事若は其の職務を行ふ他の機關を経て之を處理す

第十條 國籍を喪失したるもの、國籍恢復は第九條に規定する手續により「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會又は聯邦に加盟する共和國の中央執行委員會に於て之を處理することを得

第十一條 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の國籍を取得したる外國人は外國國籍に關する權利義務を有せず

第十二條 左に掲げたるものは聯邦の國籍を喪失したるものと認む

(イ) 一九二三年七月六日以前に發布せられたる聯邦加盟國各共和國の法律により國籍を喪失したるもの若は聯邦の法規により國籍を喪失したるもの

(ロ) 聯邦若は之に加盟せる各共和國官憲の許可に拘らず領域外に退去し當該官憲の要求に應じ歸國せざりしもの又は歸國せざるもの

(ハ) 法律に定むる規定により聯邦の國籍を離脱したるもの

(ニ) 裁判判決により國籍を喪失したるもの

(ホ) 外國との條約に基き外國國籍を取得したる者

第十三條 聯邦國籍の離脱は聯邦に加盟する共和國中央執行委員會又は聯邦中央執行委員會の許可を要す

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議長

同 書記官

エム、カリーニン

ア、エヌキツゼ

一九二四年十月二十九日

「ソヴイエト」社會主義共和國法
令集第二三號第二 二項を以て公布

第四百十八條 外國人カ認知ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得スヘキトキハ認知ノ届書ニ子ノ原國籍ヲ記載スルコトヲ要ス

認知者カ父ナルトキハ届書ニ母ノ國籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十九條 歸化ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 歸化ヲ爲シタル者ノ原國籍

戸籍法 第四章 届出

- 二 父母ノ氏名及ヒ國籍
 - 三 許可ノ年月日
 - 四 歸化ヲ爲シタル者ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得シタル者アルトキハ其氏名、出生ノ年月日及ヒ其者ト歸化人トノ續柄
- 歸化ヲ爲シタル者ノ妻又ハ子カ歸化人ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得セサルトキハ届書ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

【取扱例】

(大正十三年十二月二十四日札幌市長伺大正十四年一月廿八日民事第三四號民事局長回答)

- 一、歸化届出人の生年月日竝に共に國籍を取得したる者の生年月日は日本曆に換算記載せしめ差支なき義と心得可然哉。
- 二、右の場合には新に一家を創立するものなるにより隨意に其氏を設定し届出ることを得る義と心得可然哉

同 答

客年十二月二十四日附札戸第一四一〇號伺出の件第一、二項貴見の通思考致候此段及同答候

第百五十條 國籍喪失ノ届出ハ戸主又ハ家督相續人其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 國籍喪失者ノ氏名及ヒ本籍
 - 二 國籍喪失ノ原因及ヒ年月日
 - 三 新ニ國籍ヲ取得シタルトキハ其國籍
- 第百五十一條 國籍喪失者カ滿十七年以上ノ男子ナルトキハ其者カ陸海軍ノ現役ニ服シタルコト又ハ之ニ服スル義務ナキコトヲ證スヘキ書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス但シ國籍法第二十條ノ二又ハ第二十條ノ三ノ規定ニ依ル國籍喪失者ニ付テハ此限ニ在ラス

(大正十三年七月法律第二十號ヲ以テ但書追加)

國籍喪失者カ日本ノ官職ヲ帶ヒタル者ナルトキハ其官職ヲ失ヒタルコトヲ證スヘキ書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

第百五十二條 國籍回復ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 日本ノ国籍ヲ失ヒタル原因及ヒ年月日
- 二 国籍回復前ニ有セシ国籍許可ノ年月日
- 三 国籍回復者ト共ニ日本ノ国籍ヲ取得シ又ハ之ヲ回復シタル者アルトキハ其氏名、出生ノ年月日及ヒ其者ト国籍回復者トノ續柄
- 四 第四百四十九條第三項ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

第十八節 氏名、族稱ノ變更及ヒ襲爵

第四百五十三條 氏名變更ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 變更前ノ氏名
- 二 變更シタル氏名
- 三 許可ノ年月日

【取扱例】

(昭和四年八月廿四日 前橋地方裁判所長稟伺)
同九月十一日民事第八一三九號民事局長回答)

標記事務に付左記疑義相生じ決し兼ね候條至急何分の御回答相煩度此段及稟伺候也

記

- 一 舊刑法施行當時重罪の刑に處せられたるが爲め士族の族稱を喪失したる者昭和三年十一月十日勅令第二百七十一號復權令第十一條に該當するときは該族稱をも回復するや
- 二 若し前號卑見の通とせば市町村長は昭和二年二月十九日付司法省刑事局秘第六六號復權令施行に關する心得第三項(昭和三年十月四日付司法省刑事局秘第一三七六號恩赦施行に關する心得第二項に依り準用)に依る檢事局よりの復權通知に基き職權を以て之が回復の戸籍記載を爲すべきや或は本人より昭和三年十一月十日司法省告示第四十四號に依る檢事の復權證明を添付せしめ戸籍法第一百五十四號に準し届出を爲さしむべきや

將又戸籍訂正の方法に依るべきや
猶併せて右回復の戸籍記載例御示し相煩度

回答

二二六

客月二十四日付第四七七八號問合の件昭和三年勅令第二百七十一號復権令は處刑に因り喪失したる族稱には適用なき儀と思考致候此段及回答候也

第百五十四號 新ニ華族ニ列セラレ又ハ士族ニ編入セラレタル者ハ十日内ニ辭令書又ハ許可書ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 新舊族稱

二 族稱變更ノ原因

三 辭令又ハ許可ノ年月日

第百五十五條 爵ヲ襲キタル者ハ辭令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ其謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ辭令ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第百五十六條 華族又ハ士族ノ族稱ヲ喪失シタル場合ニ於テハ戸主ハ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ族稱喪失ノ原因及ヒ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第百五十七條 前條ノ規定ハ處刑ニ因リテ族稱ヲ喪失シタル場合ニハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ裁判所ハ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ其旨ヲ報告スルコトヲ要ス

第十九節 轉籍及ヒ就籍

第百五十八條 轉籍セント欲スルトキハ新本籍ヲ届書ニ記載シ戸主其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
他ノ市町村ニ轉籍スル場合ニ於テハ戸籍ノ謄本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

【判決例】

未成年の戸主は意思能力を有する限り法定代理人の同意を得ずして轉籍を爲し又は家督相續人の指定を爲すことを得るものとす。(大正十五年)

【取扱例】

(大正八年十二月九日戸寄第九三〇號愛媛縣越智郡今治町
長岡合同年十二月八日民事第五五二六號民事局長回答)

爰に他管轄の意思能力を有する女戸主甲女(明治三十五年六月生)より轉籍届ありたるに
より届書謄本籍地へ向け及送付たるに假令意思能力を有するものと雖も未成年者の轉籍
届出は法定代理人の同意を要する旨を以て届書返送に接せり抑も轉籍届出に至りては民
法上未成年者の入籍又は他家督相續分家再興等の如き法定代理人の同意を要する明文な

きに付ては同意を得るの必要な旨附記し再送したるに舊本籍地役場は前説を維持し法定代理人の同意を要す云々を以て再三返送相成りたり如斯雙方役場の意見を異にし往復數回に涉り終局を見る事不能小職に於て法定代理人の同意を得る限りに無之と思考候所何れにより取扱ふ可きか正當なるや差掛りたる事件に付至急何分の御指揮相成度此段請訓候也

同 答

本年十二月九日附戸寄第一九三〇號稟伺の件意思能力を有する未成年者が轉籍を爲すには法定代理人の同意を得ることを要する儀に有之候條返送を受けたる届書は法定代理人の同意書を追徴したる上其の同意書を添へ本籍地市町村長へ再送可相成候此段及回答候也

（大正十二年十二月四日千葉縣八日市場町長代理助役
稟伺、同年同月七日民事第六〇四五號民事局長回答）

東京市又は横濱市の罹災地に本籍を有する者が當町に轉籍せんとする者往々有之候處轉籍届には戸籍法第五十八條第二項の規定に依り戸籍の謄本を届書に添付すべきは勿論なるに因り轉籍を爲さんとする者より罹災地の市又は區役所へ謄本を請求するに大正十

二年九月一日火災の爲め戸籍簿を焼失したるに因り謄本の作成をなす能はざる旨回答有之該回答書を表示して戸籍届書而已を提出して受理を需むるものあれども當局者としては戸籍法第五十八條の規定に違反するを以て之が受理を拒絶するも敢て不法にあらざるものと信するも抑も戸籍整理は國家の安寧秩序を維持する上より謂ふも一日も忽にすべからざる義なるに斯民をして無籍者の感あらしむるは遺憾の次第に御座候監督官廳に於ても之が救済方法に付ては御講究中とは存し候得共目下差掛り候事件も有之候間至急何分の御指揮を仰度稟伺候也

同 答

本年十二月四日付第二七一號稟伺の件東京市中戸籍焼失したる區内より轉籍を爲す者の届書に付ては東京區裁判所に於て同廳に保存する戸籍の副本及届書類に基き便宜戸主及家族の身分事項の證明を爲すに付其の證明を戸籍謄本に代へ届書に添附せしめ尙證明を得る能はざる事項にして戸籍の記載を爲すに付必要なるものは戸籍法第五十四條に依り其の事項を届書に記載せしめたる上之を受理すべく横濱市より轉籍を爲す者の届書に付ては届出人をして先づ本年十月三日當省告示第二十六號に依る申出を同市に爲さしめ之に基き記載したる戸籍の謄本を届書に添附せしめ尙必要の場合に於ては前示戸籍法第五

十四條に依る事項を届書に記載せしめたる上之を受理するところを相當と思考致候及此段
回答候也

(大正十五年三月四日樺太地方裁判所長問合同)
(三月廿二日民事第一九六三號民事局長回答)

推定家督相續人たる實子乙女を有する戸主甲(内地人樺太在籍者)か樺太土人たる孤兒丙
を幼時より養育し丙は既に小學校を卒へ兩者間情に於て殆ど實親子と異なる所なく同棲
中なり而して甲は丙を自己の家籍に入籍せしめんことを欲するも而も同人を養子と爲す
ときは丙は推定家督相續人となるを以て養子と爲すを望まず單純に自己の家籍に就籍せ
しめんとす
右に對し

甲說 本件の場合は大正九年勅令第二百二十四號樺太に施行する法律の特例に關する件第
一條に定むる土人のみに關する事項にあらずして内地人にも關係を有する事項なるを以
て戸籍法を適用し就籍差支なきものとす
乙說 假令本件の如き場合と雖樺太土人の就籍は法令の認めざる所なるを以て就籍する

を得ざるものとす

右兩意見有之何れを可とすべきや

同 答

本月三日附發第三三六號問合の件例示の如き場合に於て樺太土人は内地人の家に就籍す
ることを得ざる儀に思考致候此段及回答候也

第一百五十九條 轉籍ノ届出ハ轉籍地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十條 本籍ヲ有セサル者ハ其就籍セント欲スル地ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得テ十日内

ニ就籍ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ第十八條ニ掲ケタル事項ノ外就籍許可ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十一條 就籍ノ届出ハ就籍地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 就籍許可ノ裁判ヲ得タル者カ就籍ノ届出ヲ爲サ、ルトキハ戸主之ヲ爲スコトヲ

要ス

第六十三條 第六十條ノ規定ハ確定判決ニ因リテ就籍ノ届出ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス此
場合ニ於テハ判決ノ謄本ヲ届書ニ添付スルコトヲ要ス

第五章 戸籍ノ訂正

第六十四條 戸籍ノ記載カ法律上許スヘカラサルモノナルコト又ハ其記載ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタル場合ニ於テハ利害關係人ハ其戸籍ノ存スル市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得テ戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

【判決例】

舊戸籍法第六十七條に依り身分登記の變更を請求し得べかりし者と雖も新戸籍法施行後は身分に關する登記全然廢止せられたる結果其請求を爲すを得ず唯新戸籍法第六十四條に従ひ戸籍の訂正を申請することを得るに止まるものとす(大正四年)

養子縁組届に偽造の事實ありとするも其事實は内部に伏在するに止まり適法の形式を具備したる届出に基き養子縁組か戸籍に記載せられたる以上は戸籍法第六十四條に依り其抹消を申請することを得ざるものとす(大正五年)

戸籍法第六十四條の規定に依る戸籍訂正の申請は其訂正すべき事項が輕微にして親族法若くは相続法上何等の影響を及ぼすべき虞なき場合に限り認許せらるるものとす(同年)

戸籍法第六十四條に依り區裁判所の許可を経て戸籍の訂正を申請し得る場合は戸籍の記載自體より其記載事項が法律上許すべからざることの顯はるるか又は戸籍の記載に顯著なる錯誤若くは遺漏あるときに限るものとす(同年)

隱居が民法第七百五十二條の條件を具備せざるが爲めに同第七百五十八條に依り隱居者の親族に於て其取消を裁判所に請求し得べき場合と雖も隱居及び家督相続の届出が錯誤に基くものにして届出人たる隱居者及び家督相続人に於て戸籍の訂正に異議なきときは其訂正を申請することを得べく特に判決を受くるの必要なきものとす(大正六年)

戸籍法第六十四條は必ずしも戸籍を編製するに際し之に錯誤脱漏を生じたる場合のみならず其錯誤脱漏が届出に錯誤脱漏ありたるが爲めに生じたる場合に於ても適用せらる

るものと解するを相当とす(大正七年)

一部の訂正又は加入を必要とする場合たるは全部の抹消を要する場合たるを問はず戸籍法第六十四條に依り戸籍の訂正を爲すことを得るものとす(同年)

戸籍法第六十四條は戸籍の記載に著しき誤謬ある場合に於て利害關係人に管轄區裁判所の許可を得て戸籍訂正の申請を爲すことを許したるものに過ぎずして戸籍訂正に付き利害關係人に判決を受くべき訴權あることを定めたるものに非ず(同年)

戸籍法第六十四條の規定に依る戸籍訂正の申請は其訂正すべき事項が輕微にして親族法若くは相續法上何等の影響を及ぼすべき虞なき場合に限り認許せらるるものにして同條に別段の制限なければとて利害關係人の異議の有無に依り訂正の許否を決すべきものに非ず(大正十年)

【取扱例】

(大正十一年五月三十日天草區裁判所判事例
同六月七日民事第二一五六號民事局長回答)

甲の子を乙の子として届出でたる後甲の子と爲すべく戸籍を訂正するには戸籍法第六十四條に依り戸籍訂正の申請を爲すことを得とは大正四年五月十二日發第二六三號下關區裁判所監督判事問合同年七月一日民第六九一號法務局長回答に有之候處、戸籍法第六十四條に依り訂正申請を許すは其訂正すべき事項の輕微にして親族法若くは相續法上何等の影響を及ぼすべき虞なき場合に限りして事苟も親族法若くは相續法上重大なる影響を及ぼすべき場合は確定判決に因るにあらざれば戸籍訂正を許さざるものと解釋するを相当とすとの大審院大正五年(ク)第一〇五號同年四月十九日判決例有之前記行政例と矛盾致し候結果執務者の照準に迷ふ所に有之候處果して何れに依り取扱可然哉

同 答

戸籍法第六十四條の規定に依りて戸籍訂正の申請を爲すべき場合と同法第六十七條の規定に依りて戸籍訂正の申請を爲すべき場合とを區別して一概に之を決定することを得ざるも大體に於て戸籍記載の錯誤が戸籍面に於て顯かならず且戸籍訂正の結果身分に重大の變更を來すが如き場合に於ては確定判決に因りて戸籍の訂正を爲すを相当とす、

而して例示の場合に付ても事實關係を調査し尙戸籍をも精査の上之が決定を爲すの必要あるを以て實際問題を生じたる際此の趣旨に基き更に問合あるべし

(大正十四年六月二十三日木更津區裁判所監督判事
稟伺同年十月十日民事第六六八〇號民事局長回答)

日本人の子が明治三十九年二月二十八日清國人の養子となり國籍喪失者として除籍せられ(別紙戸籍抄本甲野一郎四男四郎にして縁組當時二歳)同年十月八日協議離縁を爲したるも其後何等手續に及ばず今回徵兵適齡に達したるより入籍の上検査に應じ度志望にて明治四十二年三月十二日第一一六六號神戸市戸籍吏水上浩躬稟伺同年八月六日民刑第六八五號民刑局長御回答の趣旨に基き國籍回復方内務大臣に願出たる處本邦人が外國人の養子と爲りたるの故を以て我國籍を喪失すべき規程無之を以て本件は國籍回復の問題にあらず戸籍法第六十四條に依り戸籍訂正を爲せば足るとの理由にて返戻を受けたり一、右大正七年六月二十五日法務局決議民第一三九〇條と同趣旨なるも該決議は前記明治四十二年八月六日民刑第六八五號民刑局長御回答以後(大正四年九月十五日靜岡區裁判所監督判事問合同年九月十八日民第一五三四號法務局長御回答も國籍を喪失する點に付ては同趣旨と解す)に於て外國人と養子縁組を爲し國籍を喪失したる者に關するもの

にして本件の如き同御回答以前清國人と養子縁組に因り國籍を喪失したる者に付ては明治四十一年四月二日函館區裁判所判事問合同年十月二日民刑第八九二號民刑局長御回答「清國人が日本人の男子を養子と爲したる縁組届は受理すべきものにあらず」の趣旨に依り養子縁組は無効國籍喪失の戸籍記載は法律上許すべからざるものと解し戸籍法第六十五條第六十四條の規定に依る戸籍訂正手續を経て養子縁組及國籍喪失に關する事項を抹消し同人の戸籍を復活し得ざるや一、又大正七年六月二十五日法務局決議民第一三九〇號の趣旨に基き戸籍訂正手續に依り國籍喪失に關する事項のみを抹消し同人の戸籍を復活すべき義なりとせば之が復活の上爲すべき養子離縁届は如何なる手續に據るべきや養子本人より清國駐劄橫濱總領事の離縁證明書(別紙)を添附し爲したる離縁届を受理し差支なきや法例第十九條二項には離縁は養親の本國法に依るとあるも本國法不明に付手續御垂示を乞ふ
追て養親たる清國人は目下所在不明なり

(別紙)戸籍抄本

戸主 甲 野 一 郎

慶應三年五月十八日生

妻 やす

明治四年四月十三日生

次男 二郎

明治三十年二月六日生

四男 四郎

明治三十八年一月二十日生

明治三十九年二月二十八日清國福
建省福州府福清縣北盛村當時神奈
川縣藤沢市山下町百二十九番地居
住張爾明と養子縁組を爲したるに
因り國籍喪失同年三月一日届出同
日受付除籍④明治三十九年二月二
十八日清國福建省福州府福清縣北
盛村當時藤沢市山下町百二十九番
地居住張爾明と養子縁組届出同日
同市戸籍吏受付同年三月二日届書
發送同月六日受付④

(離縁證明書略)

回答

本年六月二十三日附日記第三七二號稟伺の件當時の清國の法規に於ては清國人は外國人

を養子と爲すことを得ざりしものなるを以て養子縁組及縁組に因る國籍喪失に關する事
項は何れも戸籍訂正手續に依り之を抹消したる上朱抹せられたる者の記載を回復し可然
と思考致候此段及回答候也

(大正十五年十月十二日愛媛縣越智郡宮窪村長代理助役
稟伺同年十二月一日民事第八八五一號民事局長回答)

前戸主が戸籍訂正の許可を得之が訂正申請に先ち死亡し新戸主家督相續届出後戸籍を訂
正せむとするに方り之れが手續に付き左の三説あり何れが可なるや

甲、現戸主より前の戸籍訂正許可の謄本を添附して戸籍訂正申請を爲さしめ之に基き村
長より裁判所の許可を得て戸籍職權訂正の手續をなす

乙、現戸主より前の戸籍訂正許可の謄本を添附せしめて除籍及戸籍訂正申請を提出せし
む

丙、現戸主より新に除籍並に戸籍訂正許可申請の手續をなさしむ
回答

本年十月十二日附戸第二二二號稟伺の件現戸主より前の戸籍訂正許可の決定謄本を添へ
戸籍法 第五章 戸籍の訂正

申請ありたるときは受理したる上之に基き直ちに戸籍及除籍の訂正を爲すことを得る儀
と思考致候此段及回答候也

(昭和二年九月三十日久留米市長伺、昭和二
年十月五日民事第八一四五號民事局長回答)

本年八月二十四日軍艦藤沈没の際行衛不明と爲りたる者の戸籍取扱に關しては大正七年
九月五日民第一八八二號法務局長回答の旨趣に依り死亡の日は沈没の日時として戸籍
の記載を了し候處佐世保海軍人事部長より左記寫しの照會有之死亡の日時に對し疑義相
生じ候條至急何分の御指令相成度候

追而先例變更に相成候場合は同時に戸籍記載例御指示相成度右及稟請候也

(別紙寫)

九月八日付佐人恩第九十一號照會に對し別紙戸籍謄本御送付相成候處軍人死亡の月日は
八月二十四日と記載せられあるも死亡報告書(第二十七驅逐隊司令作成の分)に記載の通
認定者の意志は二十四日遭難に因り行衛不明となりたるものを二十六日に至りて死亡と
認定したるものに有之從て戸籍上の死亡は八月二十六日に於て處理せらるゝものと認め

られ候に付至急御取調相成度

同 答

客月三十日附日記第三二四九號伺の件死亡報告に依り戸籍の記載を爲す場合死亡の日は
報告書に基き記載すべきものなるを以て本件報告書に死亡の日を八月二十六日とある以
上八月二十四日と記載したるは錯誤なるに付職權に依り戸籍訂正を爲すべく其の訂正記
載例は左の振合にて可然此段及回答候也

死亡の日の記載過誤あるに付昭和何年何月何日附何區裁判所の許可に因り同月何日之
を「貳拾六日」と訂正す

追て大正七年九月五日民第一八八二號軍艦河内爆沈に關する法務局長回答は變更せら
れたるものと御了知相成度爲念申添候

法曹會決議

戸籍法第六十四條に依る戸籍の訂正は其の事項か親族法上又は相續法上重大なる影響
ある場合に於ては之を爲すことを得ず(大正十三年二月)

法曹會決議
親族法上又は相續法上重大なる影響ある場合とは身分關係に變動を及ぼし又は相續の順位に變更を來すが如きを云ふものとす(大正十三年二月)。

法曹會決議

出生子の名が出生届書に誤記せられたる爲め戸籍の記載に錯誤を生じたるときは戸籍訂正の手續により之が訂正を求め得べきものとす(昭和二年二月)

【問 答】

問 妾の子を戸籍に入るに當り、本妻との間に生れたる長男として大正十二年に届出てたり。今に至り熟考するに、庶子として入籍するを正當とし、嫡出子とせしは全く虚偽なるを以て、戸籍の訂正を爲さんとの希望なるも、如何なる方法を採るを可とするや。其手續方法の御教示を請ふ。

答 管轄區裁判所に戸籍訂正許可の申請をなし其許可を得て訂正を申請するを、現行法上正當なりと思考す。然れども裁判所の取扱一定せず、殊に大審院にても、右に反する見解を執りたることあれば、實際に於て裁判所が訂正を許可するや否やは。茲に明言し

難し(大正十四年九月)

問 分家戸主甲の長男乙(十六歳)出生の際家庭の事情に依り、前の本家戸主丙の次男として出生届をなしたり。本家の現戸主丁は丙の長男なるが故に、乙は戸籍上丁の實弟となり居れり。因て事實の如く戸籍上甲の長男となさんとす。戸籍訂正の手續如何。

答 管轄區裁判所に、甲の實子なることを證明して、戸籍訂正許可の申請を爲し、其許可の謄本を添付し市役所又は町村役場に戸籍訂正の申請を爲さば可ならん。(大正十四年五月)

第六百六十五條 届出ニ因リ效力ヲ生スヘキ行爲ニ付キ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後其行爲ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ前條ノ區裁判所ノ許可ヲ得テ戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

【判決例】

戸籍法第六百六十五條に於て届出に因り效力を生ずべき行爲に付き戸籍の記載を爲したる後其行爲の無効なることを發見したるときは届出人又は届出事件の本人をして管轄區裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することを得せしめたるは届出人又は届出事件の本

人間に於て戸籍の訂正に異議なき場合に限るものにして其届出行爲の有効無効に付き争ある場合には須らく判決を受け之が訂正の申請を爲すべきものとす(大正六年)

戸籍法第六十五條の規定は戸籍の訂正に付親族法又は相續法上利害關係を有する者が其の訂正に異議なき場合に限り之を適用すべきものとす(大正十二年)

第六十六條 前二條ノ許可ノ裁判アリタルトキハ一箇月内ニ其謄本ヲ添附シ戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

第六十七條 確定判決ニ因リ戸籍ノ訂正ヲ爲スヘキトキハ訴ヲ提起シタル者ハ判決確定ノ日ヨリ一箇月内ニ判決ノ謄本ヲ添附シ訂正ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス
檢事カ訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ判決確定ノ後遲滯ナク戸籍ノ訂正ヲ請求スルコトヲ要ス

【判決例】

戸籍法第六十七條は嫡出子の否認、縁組若くは婚姻の無効、隠居若くは失踪宣告の取消等の如き判決を受くる爲めに訴を提起したる者に對し戸籍訂正の申請を爲すべきことを命じたるものに過ぎずして如何なる者が戸籍訂正の訴權を有するかを定めたるもの非ず

如上の判決を受くる爲めに訴を提起することを得る者の何人なりやは戸籍法の定むる所に非ずして其他の法律殊に民法人事訴訟手續法等の規定に依り定まるものとす(大正七年)

【取扱例】

法曹會決議

甲戸主の子を乙戸主の子として乙より出生届を爲し其子乙の法定の推定家督相續人なる場合戸籍訂正の申請は戸籍法第六十七條の確定判決に基き爲さるべきものとす(大正十四年四月)

法曹會決議

長男を二男とし二男を長男として届出を爲したる爲め戸籍簿に記載されたる場合に於て之が訂正を求むるには判決によるべく戸籍法第六十四條によるべきものにあらず

第六十八條 第四十三條、第四十六條乃至第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第六十三條乃至第六十八條ノ規定ハ戸籍訂正ノ申請ニ之ヲ準用ス(昭和二年五月)

第六章 抗告

第六百六十九條 戸籍事件ニ付キ市町村長ノ處分ヲ不當トスル者ハ市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

【判決例】

戸籍法第六章の規定は戸籍事件に付き市町村長の爲したる處分に對する抗告に關するものにして裁判所の裁判に對する抗告に適用せらるべきものに非ず(大正六年)

戸籍に關する届出の無効が親族法又は相續法上の權利に影響を及ぼす場合に於ては訴の方法に依り之を主張すべきものにして戸籍法第六十九條の抗告に依るべきものに非ず(大正十五年)

第七十條 抗告ハ管轄區裁判所ニ抗告狀ヲ提出シテ之ヲ爲ス

抗告狀ニハ届書又ハ申請書及ヒ關係書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十一條 抗告ヲ受ケタル裁判所ハ抗告ニ關スル書類ヲ市町村長ニ送付シテ其意見ヲ求ムルコトヲ要ス

第七十二條 市町村長ハ抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ抗告人ニ通知スルコトヲ要ス

抗告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ送付ヲ受ケタル日ヨリ五日內ニ書類ヲ裁判所ニ返還スルコトヲ要ス

第七十三條 裁判所ハ抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ却下シ理由アリトスルトキハ市町村長ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

抗告ヲ却下シ又ハ處分ヲ命スル裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ爲シ市町村長及ヒ抗告人ニ送達スルコトヲ要ス

第七十四條 裁判所ノ決定ニ對シテハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒテ抗告ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

【判決例】

戸籍事件に付き市町村長の處分を不當として區裁判所に抗告を爲し其決定を受けたるときは其決定に對し更に地方裁判所に抗告を爲すことを得るも地方裁判所の決定に對しては如何なる理由を以てするも抗告を爲すことを得ざるものとす(大正七年)

第七十五條 抗告ノ費用ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第七章 罰則

第七百七十六條 正當ノ理由ナクシテ期間内ニ爲スヘキ届出又ハ申請ヲ爲ササル者ハ十圓以下ノ過料ニ處ス

第七百七十七條 第六十四條ノ規定ニ依リ市町村長カ期間ヲ定メテ届出又ハ申請ノ催告ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其期間内ニ届出又ハ申請ヲ爲ササル者ハ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第七百七十八條 市町村長ハ左ノ場合ニ於テハ三十圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 正當ノ理由ナクシテ届出又ハ申請ヲ受理セサルトキ
- 二 戸籍ノ記載ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 三 正當ノ理由ナクシテ戸籍簿、除籍簿又ハ第三十六條ノ書類ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ
- 四 正當ノ理由ナクシテ戸籍若クハ除カレタル戸籍ノ謄本、抄本又ハ第六十七條ノ證明書ヲ交付セサルトキ
- 五 其他戸籍事件ニ付キ職務ヲ怠リタルトキ

【判決例】

市町村長が數箇の届書に付き繼續して戸籍の記載を怠りたる場合に於ては之を一箇の行爲と看做し處断すべきものと爲したる規定なければ斯る場合に於ても戸籍法第七十八條第二號に該當する數箇の違反行爲あるものとして各行爲に對し各別に三十圓以下の過料に處すべきは當然なり從て各行爲に對する過料の合算額が三十圓を超過することを妨げざるものとす(大正八年)

第七百七十九條 過料ノ裁判ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所又ハ居所ノ地ヲ管轄スル區裁判所之ヲ爲ス其裁判及ヒ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第八十條 戸籍ノ記載ヲ要セサル事項ニ付キ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付キ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者亦同

附則

第八十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正三年六月勅令第二百二十一號ヲ以テ同四年一月一日ヨリ施行)

第八十二條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第八十三條 本法ノ規定ハ本法施行前ノ届出其他ノ事由ニ因リテ戸籍ノ記載ヲ爲シ又ハ新ニ戸

籍ヲ編製スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十四條 舊法ノ規定ニ依ル戸籍ハ本法ノ規定ニ依ル戸籍トシテ其效力ヲ有ス但本法ノ規定ニ依リ戸籍ニ記載スヘキ事項ニシテ舊法ノ規定ニ依ル戸籍ニ記載ナキモノハ身分登記ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ得

司法大臣ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ本法ノ規定ニ依リ戸籍ヲ改製スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第八十五條 舊法ノ規定ニ依リテ改製セザリシ戸籍ハ司法大臣ノ命スル所ニ依リ本法ノ規定ニ依リテ之ヲ改製スルコトヲ要ス

但記載ヲ要スル事項ニシテ従前ノ戸籍ニ依リ其事實ヲ知ルコト能ハサルモノハ其記載ヲ省クコトヲ得

第八十六條 身分登記簿及ヒ舊法ニ保存期間ノ定アル帳簿並ニ書類ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

舊法 明治三十一年法律第十二號戸籍法

戸籍法施行細則

(大正三年十月三日
司法省令第七號)

沿革

大正四年七月司法省令第六號、五年二月第一號、三月第六號、九年七月第十二號、一三年三月第三號改正

戸籍法施行細則左ノ通相定ム

戸籍法施行細則

第一條 戸籍用紙ハ強靱ナル美濃紙ヲ用キ附録第一號様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條 戸籍數葉ニ涉ルトキハ職印ヲ以テ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ

舊法ノ規定ニ依ル戸籍ノ用紙ヲ用キ盡シタルトキハ前條ノ戸籍用紙ヲ用キテ其記載ヲ繼續スヘシ

第三條 戸籍簿ニハ附録第三號様式ニ依ル表紙ヲ附スヘシ

戸籍簿ハ之ヲ分冊スルコトヲ得此場合ニ於テハ其表紙ニ番號ヲ記載シ地區ニ依リテ分冊シタルトキハ其地區ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第四條 除籍簿ハ年毎ニ之ヲ別冊トシ其表紙ニ「大正何年除籍簿」ト記載スヘシ

前條ノ規定ハ各年度ノ除籍簿ニ之ヲ準用ス

市町村長ハ相當ト認ムルトキハ數年度ノ除籍簿ヲ合綴スルコトヲ得此場合ニ於テハ更ニ表紙ヲ附シ「自大正何年至大正何年除籍簿綴」ト記載スヘシ

戸籍法施行細則

第五條 戶籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ市町村長ハ遲滯ナク其戶籍ノ副本ヲ監督區裁判所ニ送付スヘシ

區裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ何時ニテモ戶籍ノ副本ヲ徵スルコトヲ得戶籍法施行前戶籍簿ヨリ除カレタル戶籍ノ副本亦同シ

第六條 區裁判所カ前條第一項ノ規定ニ依リテ送付ヲ受ケタル副本及ヒ同條第二項ノ規定ニ依リテ徵シタル除籍ノ副本ハ市町村ノ區別ニ從ヒ之ヲ編綴シ除籍簿ノ副本トシテ之ヲ保存スヘシ

第四條ノ規定ハ前項ノ帳簿ニ之ヲ準用ス

第七條 市町村長ハ戶籍簿及ヒ除籍簿ニ付キ各別ニ見出帳ヲ調製シ之ニ戶主ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スヘシ

前項ノ記載ハ戶主ノ氏ノ(イ)(ロ)(ハ)順ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

第八條 市町村長カ屆書其他ノ書類ヲ處理シ又ハ其送付ヲ受ケタルトキハ其書類ニ受附ノ番號及ヒ年月日ノ外本籍人及ヒ非本籍人ノ區別ニ從ヒ受附ノ順序ニ依リ種類番號ヲ記載スヘシ

市町村長カ戶籍法第三十九條第二項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ監督區裁判所ノ許可ヲ得テ戶籍ノ訂正又ハ記載ヲ爲ストキハ前項ニ掲ケタル事項ハ許可書ニ之ヲ記載スヘシ

第九條 事件ノ種類ハ戶籍法第四章第二節乃至第十九節ニ掲ケタル事件ノ區別ニ從ヒテ之ヲ定ム

ヘシ
届出ノ追完、戶籍ノ訂正及ヒ戶籍法第四百二十二條ニ依ル一家創立ノ届出ニ關スル書類ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ハラズ別ニ一ノ種目ヲ定ムヘシ

第十條 市町村長ハ附錄第三號様式ニ依リ毎年受附帳ヲ調製シ其年度内ニ受領シタル事件ニ付キ受附ノ順序ニ從ヒ件名、届出事件ノ本人ノ氏名竝ニ本籍、受附ノ番號竝ニ年月日及ヒ種類番號ヲ記載スヘシ

受附番號及ヒ種類番號ハ毎年之ヲ更新スヘシ

第十一條 戶籍ノ副本又ハ屆書其他ノ書類若クハ其謄本ノ送付ハ送付スヘキ書類ニ發送ノ年月日及ヒ發送者ノ職氏名ヲ記載シテ之ヲ爲スヘシ

第十二條 戶籍ノ記載ハ附錄第一號様式附屬雛形ニ定メタル相當欄ニ之ヲ爲スヘシ

直系尊屬 直系卑屬若クハ傍系親ノ間ニ在リテ親等ノ同シキ者又ハ戶主ノ親屬ニ非サル者ハ親族順位ニ依リ親族順位ノ同シキ者ハ出生ノ前後ニ依リテ之ヲ記載スヘシ

事項欄ノ記載ハ附錄第四號記載例ニ從ヒ事件毎ニ行テ更メテ之ヲ爲スヘシ

第十三條 婚姻及離婚ニ關スル事項ハ夫及ヒ妻ノ事項欄ニ之ヲ記載スヘシ

第十四條 復籍拒絶及ヒ家督相續人ノ指定ニ關スル事項ハ戶主ノ事項欄ニ之ヲ記載スヘシ

新ニ戸籍ヲ編製スルトキハ戸主及ヒ家族ノ身分ニ關スル事項ニシテ基本タル戸籍ニ記載シタルモノハ之ヲ新戸籍ニ記載スヘシ

第十五條 戸籍法第五十八條第二項ノ場合ニ於テハ屆書ニ添附シタル戸籍ノ謄本ニ記載シタル事項ハ婚姻其他ノ事由ニ因リ除籍者ニ關スルモノヲ除ク外之ヲ轉籍地ノ戸籍ニ記載スヘシ

第十六條 本籍地變更ノ後原籍地ノ市町村長カ受理シタル屆書其他ノ書類ハ之ヲ新本籍地ノ市町村長ニ送付シ其書類ニ依リテ爲シタル戸籍ノ記載ハ之ヲ抹消シ且其事由ヲ戸籍ニ記載スヘシ

第十七條 離縁又ハ離婚ニ因リ實家ニ復籍シタル者ニ付テハ戸籍ニ離縁又ハ離婚ニ關スル事項ノ外實家ノ戸籍又ハ除カレタル戸籍ニ基キ其者ニ關スル一切ノ事項ヲ記載スヘシ但實家ノ本籍地ノ市役所又ハ町村役場ニ保存スル戸籍及ヒ除カレタル戸籍ニ記載ナキ事項ハ此限ニ在ラス

第十八條 前條ノ規定ハ縁組又ハ婚姻ノ無効又ハ取消其他ノ事由ニ因リ戸籍ノ記載ヲ回復スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 復籍拒絶ニ關スル記載ヲ抹消スルトキハ其事由ヲ記載スヘシ
指定家督相續人ニ付キ死亡、指定ノ取消又ハ指定ノ效力ヲ失フヘキ事由ノ届出アリタル場合ニ於テハ事由ヲ記載シテ家督相續人ノ指定ニ關スル戸籍ノ記載ヲ抹消スヘシ

第二十條 戸籍ノ全部若クハ一部又ハ其記載ヲ抹消スルニハ附録第五號様式ニ依リ之ヲ朱抹スヘシ

第二十一條 戸籍ノ訂正ヲ爲スニハ訂正ノ趣旨及ヒ事由ヲ記載シ附録第六號様式ニ依リ訂正スヘキ記載ヲ朱抹スヘシ

第二十二條 行政區畫、土地ノ名稱又ハ地番號ノ更正ヲ爲スニハ事項欄ニ更正ノ事由ヲ記載シ附録第七號様式ニ依リ更正スヘキ事項ノ記載ヲ訂正スヘシ

行政區畫又ハ土地ノ名稱ヲ更正スル場合ニ於テハ戸籍簿ノ表紙ニ記載シタル名稱ヲ更正シ表紙ノ裏面ニ其事由ヲ記載スヘシ

第二十三條 戸籍法第八十四條第一項但書ノ規定ニ依リ身分登記ニ依リテ戸籍ノ記載ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ記載スヘシ

第二十四條 戸籍法第八十五條但書ノ規定ニ依リ戸籍ノ記載ヲ省タトキハ其事由ヲ記載スヘシ

第二十五條 市町村長ノ代理者カ戸籍ノ記載ヲ爲ストキハ其文末ニ代理資格ヲ記載シテ認印スヘシ

第二十六條 戸籍法第三十七條ノ書類ニシテ非本籍人ニ關スルモノハ其書類ヲ受理シタル市役所

又ハ町村役場ノ區別ニ從ヒ年毎ニ各別ニ之ヲ編綴スヘシ但分綴スルコトヲ妨ケス
第二十七條 戸籍法第三十六條第二項ノ書類ハ年毎ニ各別ニ之ヲ編綴スヘシ但分綴スルコトヲ妨ケス

第二十八條 區裁判所カ新戸籍ノ副本及ヒ第五條第一項ノ戸籍ノ副本ノ送付ヲ受ケタルトキ又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ戸籍ノ副本ヲ徵シタルトキハ前ニ送付ヲ受ケタル戸籍ノ副本ハ其戸籍ニ關スル屆書其他ノ書類ト共ニ別ニ編綴シ之ヲ廢書簿ト爲スヘシ但第六條ノ帳簿ニ編綴スヘキモノハ此限ニ在ラス(大正四年司法省令第六號ヲ以テ本條中追加)

第二十九條 區裁判所カ戸籍施行前ノ戸籍ノ副本ノ引繼ヲ受ケサル場合ニ於テ第五條第一項又ハ第二項ニ依リ戸籍ノ副本ノ送付ヲ受ケタルトキハ其旨ヲ地方裁判所長ニ通知スヘシ

第三十條 市町村ノ區域ノ變更アリタル場合ニ於テ戸籍及ヒ之ニ關スル書類ノ引繼ヲ完了シタルトキハ引繼ヲ受ケタル市町村長ヨリ其旨ヲ監督區裁判所ニ報告スヘシ

市町村ノ區域ノ變更ニ因リ區裁判所ノ管轄ニ變更ヲ生シタルトキハ舊管轄區域内ノ本籍人ノ戸籍竝ニ除カレタル戸籍ノ副本及ヒ之ニ關スル書類ハ新管轄區裁判所ニ之ヲ引繼クヘシ

第三十一條 戸籍簿及ヒ屆書其他ノ書類ハ鎖鑰アル書籍ニ藏メ其保存ヲ嚴ニシ尙ホ倉庫アルトキハ倉庫ニ藏置クヘシ

第三十二條 事變ヲ避クル爲メ戸籍簿又ハ除籍簿ヲ市役所又ハ町村役場外ニ持出シタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ監督區裁判所ニ報告スヘシ

第三十三條 戸籍簿又ハ除籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ市町村長ハ遲滯ナク其事由、年月日、帳簿ノ名稱、冊數其他必要ナル事項ヲ記載シ監督區裁判所ニ申報スヘシ

監督區裁判所前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ必要ノ調査ヲ爲シタル後其再製又ハ補完ノ方法ヲ具シ之ヲ管轄地方裁判所長及ヒ司法大臣ニ具申スヘシ

第三十四條 戸籍簿又ハ除籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失スル虞アルトキハ前條ノ例ニ準シ申報及ヒ具申ヲ爲スヘシ

第三十五條 戸籍簿、除籍簿又ハ屆書其他ノ書類ノ閱覽ハ吏員ノ前面ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第三十六條 戸籍又ハ除カレタル戸籍ノ謄本又ハ抄本ハ原本ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作ルヘシ

謄本又ハ抄本ニハ其記載ニ接續シテ附録第八號書式ニ依ル附記ヲ爲スヘシ
謄本又ハ抄本カ數葉ニ涉ルトキハ職印ヲ以テ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ

前項ノ規定ハ謄本又ハ抄本ニ掛紙ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三十七條 前條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ市町村長ノ作ルヘキ屆書其他ノ書類ノ謄本ニ之ヲ準

用ス

第三十八條 戸籍法第十四條第三項ニ依ル告知ノ書面ハ附録第九號書式ニ依リテ之ヲ作ルヘシ
第三十九條 届出又ハ申請ノ受理又ハ不受理ノ證明書ハ附録第十號書式ニ依リ届書、申請書其他ノ書類ニ記載シタル事項ノ證明書其他法令ノ規定ニ依リテ交付スヘキ戸籍ニ關スル證明書ハ附録第十一號書式ニ依リテ之ヲ作ルヘシ但市町村長ハ證明ヲ求ムル事項ヲ記載シタル書面又ハ其符箋ニ證明ノ趣旨及ヒ年月日ヲ記載シテ署名、捺印シ之ヲ以テ證明書ニ代フルコトヲ得（大正五年司法省令第一號ヲ以テ本項中追加）

符箋ニ依リテ前項ノ證明ヲ爲ス場合ニ於テハ職印ヲ以テ接目ニ契印スヘシ

第四十條 身分登記簿ノ閲覧及ヒ身分登記ノ謄本竝ニ抄本ノ交付ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第四十一條 市町村長カ届出、申請又ハ其追完ヲ怠リタル者ニ對シ戸籍法第六十四條又ハ第六十

五條ニ依リ爲スヘキ催告ハ附録第十二號書式ニ依リ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十二條 市町村長カ届出、申請又ハ其追完ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ届出事件ヲ具シ其旨ヲ管轄區裁判所ニ通知スヘシ

第四十三條 届出地カ届出事件ノ本人ノ寄留地ナルトキハ届出人ハ届書ニ其旨ヲ記載スヘシ

戸籍法第四十四條第一項ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付キ届出人ノ所

在地ニ於テ届出ヲ爲ストキハ届書ニ本人ノ寄留地ヲ記載スヘシ

第四十三條ノ二 同一市町村ニ於テ二以上ノ戸籍ニ記載ヲ爲スヘキ事項ニ付テハ監督區裁判所ハ其戸籍ノ數ト同數ノ届書又ハ申請書ヲ提出セシムヘキコトヲ市町村長ニ命スルコトヲ得但市町村長ハ受理シタル届書又ハ申請ノ謄本ヲ作り之ヲ以テ届書又ハ申請書ニ代フルコトヲ得（大正五年司法省令第六號ヲ以テ追加）

前項ノ書類ハ戸籍法第三十七條ノ規定ニ從ヒ之ヲ監督區裁判所ニ送付スヘシ

第四十四條 戸籍及ヒ之ニ關スル帳簿竝ニ書類ノ保存期間ハ後四條ノ定ムル所ニ依ル

第四十五條 除籍簿及除籍簿ノ副本ノ保存期間ハ五十年トス

戸籍法第三十六條第二項ノ書類ノ保存期間ハ十年戸籍法第三十七條ノ書類ニシテ非本籍人ニ關スルモノノ保存期間ハ三年トス

前二項ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第四十六條 受附帳ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ五年トス

第四十七條 廢書簿ノ保存期間ハ第五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ戸籍ノ副本ノ送付アリタ

ル翌年ヨリ三年トス

第四十八條 戸籍法第八十四條第二項又ハ第八十五條ニ依リテ戸籍ヲ改製シタル場合ニ於テ

ハ原戸籍ノ保存期間ハ改製ノ翌年ヨリ五十年トス

第四十九條 本籍人身分登記簿ノ正本、非本籍人身分登記簿ノ正本並ニ副本及非本籍人ノ身分ニ關スル届書並ニ附屬書類ノ保存期間ハ戸籍法施行ノ日ヨリ三年トス但第五十一條第一項第三號ニ掲ケタルモノハ此限ニ在ラス

本籍人身分登記簿ノ副本ノ保存期間ハ戸籍法施行ノ日ヨリ五十年トス但區裁判所カ第五條第二項ノ規定ニ依リ市町村毎ニ戸籍及ヒ戸籍法施行前戸籍簿ヨリ除カレタル戸籍ノ副本ノ全部ノ送付ヲ受ケタル翌年ヨリ三年間之ヲ保存スルヲ以テ足ル

第五十條 戸籍法施行前ノ戸籍ノ副本ハ新戸籍ノ副本ノ送付アルマテ又ハ戸籍法第百八十四條第二項若クハ第百八十五條ノ規定ニ依リ戸籍ノ改製ヲ爲スマテ之ヲ保存スヘシ

第五十一條 前二條ニ掲ケタルモノヲ除ク外戸籍法施行前ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ左ノ區別ニ依ル

- 一 除籍簿 五十年
- 二 舊戸籍法第二百二十一條第一項ニ依リ戸籍ヲ改製シタル場合ニ於ケル原戸籍 五十年
- 三 戸籍ノ記載ヲ要セサル事項並ニ日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付テノ届書及ヒ

附屬書類

- 四 戸籍及ヒ本籍人ノ身分ニ關スル届書及ヒ附屬書類 十年
- 五 受附帳 三年

前項第一號及ヒ第三號乃至第五號ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ第二號ノ原戸籍ノ保存期間ハ改製ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第五十二條 前條第一項第二號ニ掲ケタルモノヲ除ク外舊戸籍法施行前ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ從前ノ規定ニ依ル

第五十三條 市町村長カ保存期間ヲ經過シタル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目錄ヲ作り監督區裁判所ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條 戸籍事務ノ取扱ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ市町村長ハ監督區裁判所ヲ經由シテ司法大臣ニ稟伺スルコトヲ得

附 則 本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

戸籍手數料規則 (大正三年九月五日勅令第百八十三號)

朕戸籍手數料規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(大正九年勅令第百三十七號ヲ以テ本令中改正)

戸籍手數料規則

第一條 戸籍簿、除籍簿又ハ戸籍法第三十六條ノ書類ノ閱覽ニ付テノ手數料ハ一回ニ付十五錢トス

第二條 戸籍又ハ除カレタル戸籍ノ謄本又ハ抄本ノ交付ニ付テノ手數料ハ一枚ニ付十五錢トス一枚ニ滿タサルトキ亦同シ

第三條 届出若ハ申請ノ受理又ハ戸籍法第三十六條ノ書類ニ記載シタル事項ノ證明書ノ交付ニ付テノ手數料ハ一件十五錢トス

附 則

本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

共通法中第三條 (大正七年四月十七日法律第三十九號)

第三條 一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル

一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第三條ノ規定ニ付テハ別ニ其ノ施行期日ヲ定ムルコトヲ得(大正十六年六月勅令第百八十三號ヲ以テ同年七月一日ヨリ第三條ノ規定施行)

(以下略)

外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件

(明治三十一年七月十一日法律第二十一號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル明治六年第三百三號布告改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治六年第三百三號布告左ノ通改正ス

- 第一條 日本人カ外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スニハ内務大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス
- 第二條 内務大臣ハ外國人カ左ノ條件ヲ具備スルニ非サレハ前條ノ許可ヲ與フルコトヲ得ス
 - 一 引續キ一年以上日本ニ住所又ハ居所ヲ有スルコト
 - 二 品行端正ナルコト

外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲サントスル者ノ出願手續ニ關スル件

(明治三十二年九月十四日内務省令第五十一號)

明治三十一年法律第二十一號ニ依リ外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲サントスル者ハ本籍地又ハ寄留地地方廳ヲ經由シテ内務大臣ニ願出ツヘシ

昭和五年九月四日印
昭和五年九月五日發
昭和六年一月廿八日第十二版發行

(定價六拾錢)

東京市芝區田村町五二番地

編輯者 市町村雜誌社

右代表者 野田千太郎

東京市小石川區西古川町二四番地


印刷者 中外印刷株式會社

右代表者 渡邊一郎

發行所

東京市芝區田村町五二番地
市町村雜誌社

電話 芝二七七五番
東京三八八七番
長野三一六九番



3,000

